

2019年度第1回佐賀県地域福祉支援計画推進委員会

佐賀県地域福祉支援計画Ver5 (素案)の概要について

佐賀県健康福祉部福祉課

日時:平成31年4月25日(木)

18:30~20:00

場所:大会議室

【社会福祉法】（施行日：平成二十九年四月一日）

第一百七条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第一百八条（都道府県地域福祉支援計画）

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

改正理由：『地域共生社会』の実現に向けた取組の推進

■ 施行期日：平成30年4月1日

■ 主な改正内容

(1) 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること

(2) 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする

(3) 市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること

■地域福祉支援計画ガイドライン 内容

（H29.12.12付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号厚生労働省子ども家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」）

地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、

共通して取り組むべき事項

②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

法改正により①・⑤が新たに盛り込むべき事項として追加。

社会福祉法改正について

佐賀県地域福祉支援計画
素案（概要版）

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項 の例

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間への課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った擁護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保険医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

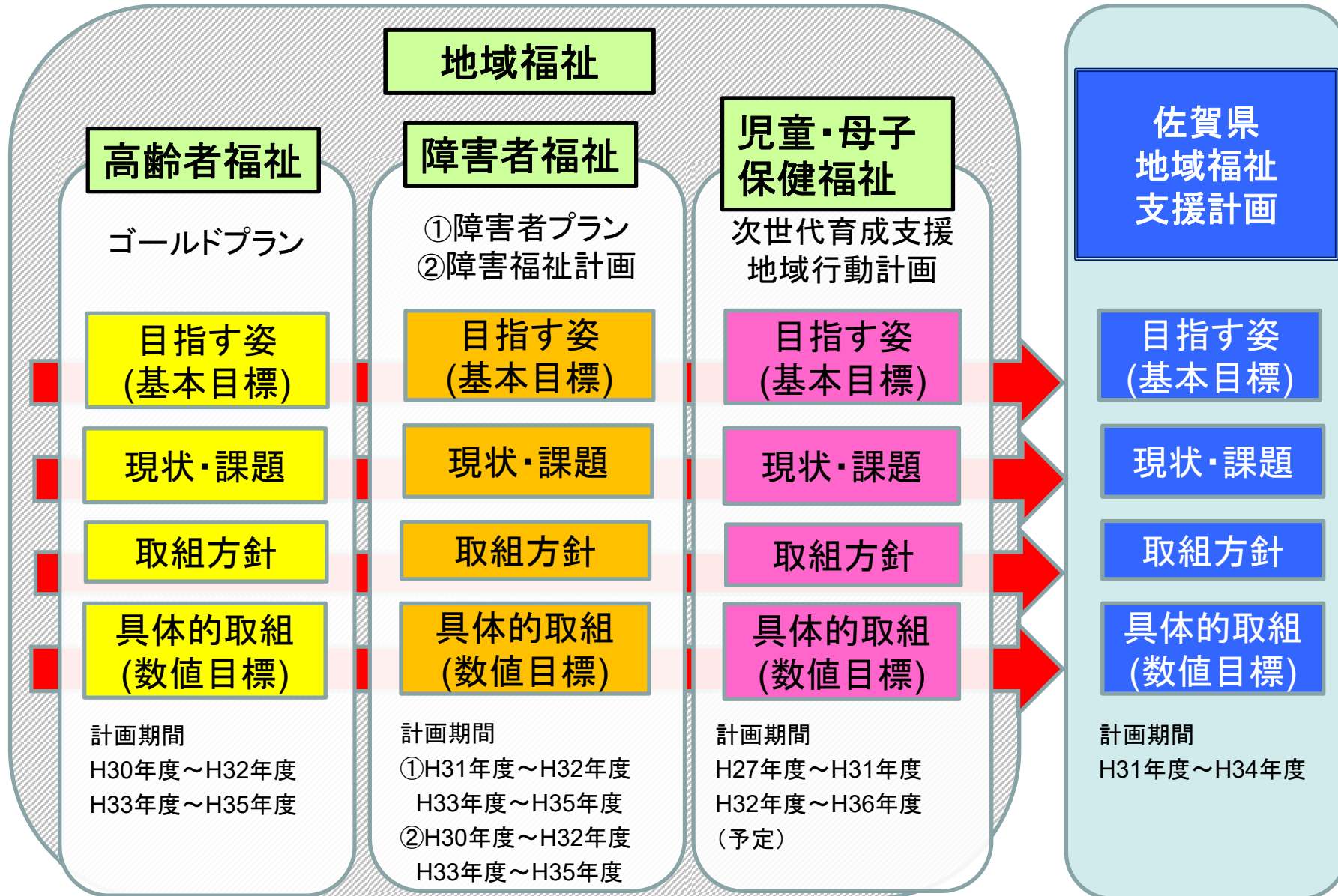
- ア 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
- イ 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
- ウ 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言
- エ その他必要な事項

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

佐賀県地域福祉支援計画(イメージ)

佐賀県地域福祉支援計画
素案(概要版)



計画の重点事項等

本計画には、社会福祉法において必須とされる以下の事項を盛り込んでいます

①各福祉分野が共通して取り組むべき事項

新

→福祉分野相互、福祉と他の分野などにおける、様々な主体の役割分担と連携のあり方について、後述する取組方針・具体的取組においてできるだけ具体的に記載します。

④福祉サービスの適切な利用、社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備

→具体的には、後述する 基本目標「すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが」及び 取組方針・具体的取組において具体的な内容を示します。

②市町の地域福祉の支援方針

→具体的には、後述する 基本理念・ 基本目標を佐賀県の地域福祉推進の目指す姿及び到達目標として示すこととあわせて、 取組方針・具体的取組の中で、市町に対する具体的な支援内容を示します。

⑤市町における包括的支援体制の整備への支援

新

→具体的には、後述する 基本理念・ 基本目標を佐賀県の地域福祉推進の目指す姿及び到達目標として示すこととあわせて、 取組方針・具体的取組の中で、市町に対する具体的な支援内容を示します。

③社会福祉の担い手確保と資質向上

→具体的には、後述する 基本目標「現場が輝きあふれるふくし人材 さが」及び 取組方針・具体的取組において具体的な内容を示します。

後述する具体的取組において、

①に対応する新規の取組は……【①新】

⑤に対応する新規の取組は……【⑤新】

としてお示ししています。

基本理念

すべての人に「居場所と出番」のある**地域共生社会**を目指して
～人を大切に 住民とともに支える地域福祉～

基本目標

1
すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが

2
すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

3
住民とともに支える地域のネットワーク さが

4
現場が輝きあふれるふくし人材 さが

取組方針

- (1) 高齢・障害・難病などがあっても、活動できる、出番のあるまちづくり
- (2) 高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進
- (3) ボランティア活動、CSO活動の促進
- (4) 市町、社会福祉協議会、民生委員などによる地域福祉活動の活性化と実践

- (1) 対象者別サービス、相談窓口の充実
- (2) 対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援
- (3) 成年後見、福祉サービスの利用援助
- (4) 家族と本人のレスパイト支援
- (5) 相談窓口ワンストップ化
- (6) 相談・支援機関の集積を生かした活用促進
- (7) 市町と県、社協の役割分担と連携
- (8) 誰も置き去りにしない地域防災体制の確立
- (9) 生活困窮者に寄り添った自立支援

- (1) 住民、団体等との情報提供と情報交換
- (2) 専門的な医療・介護・福祉の連携
- (3) 各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化
- (4) 地域におけるネットワークづくり
- (5) 家族の理解を深める機会の充実

- (1) 福祉人材の確保、育成、資質向上
- (2) 福祉人材の働きやすい環境づくり
- (3) 高齢者、障害者等の福祉活動参加
- (4) 成年後見人の確保、市民後見人の普及

基本目標(その1)にかかる取組の全体像

基本理念	基本目標	取組方針	取組項目	具体的取組（一部抜粋）
<p>すべての人に「居場所と出番」のある地域共生社会を目指して 人を大切に 住民とともに支える地域福祉</p>	<p>1 すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが</p>	<p>(1) 高齢者・障害者・難病患者などであっても、活動できる、出番のあるまちづくり(ハードづくり、ソフトづくり、こころづくり)</p>	<p>①人にやさしいまちづくりの推進 ②多様性を受け入れる移動環境づくりの推進 ③身近な移動手段の確保に向けた取組の推進 ④ユニバーサルデザイン教育の推進 ⑤人権教育・啓発の推進 ⑥障害者に対する理解の普及・啓発 ⑦誰もが地域の中で安心して暮らせる拠点づくり ⑧高齢者の地域社会での活動促進 ⑨障害者スポーツの推進 ⑩障害のある人の芸術文化活動の支援</p>	<p>・【①新】人にやさしいまちのスタイル「さがすたいる」の推進 ・パーキングパーミットの推進 ・地域における多様な移動手段の確保の取組への支援 ・各分野における人権啓発の推進 ・【①新】障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例やヘルプマーク等の普及啓発 ・「ぬくもいホーム」機能充実に向けた新規開設相談等及び補助の充実 ・障害者がスポーツに親しむ機会の充実 ・【①新】障害者芸術文化活動普及支援事業(障害者芸術文化活動支援センターの設置等)</p>
		<p>(2) 高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進</p>	<p>①高齢者の社会参加の推進 ②難病患者の就労支援 ③難病患者受入れ事業所の開拓 ④福祉施設から一般就労への移行促進 ⑤特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進及び進路支援体制の整備 ⑥障害者の働く場の確保 ⑦ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるための支援 ⑧生活保護を受給されている方への就労支援 ⑨罪を犯した人の社会復帰の促進</p>	<p>・高齢者が行うボランティア活動への支援 ・就労支援員による難病患者へのきめ細やかな支援 ・難病患者就労支援事業所登録 ・特別支援学校におけるキャリア教育に係る取組の充実 ・障害者就労支援コーディネーターによる法定雇用率未達成企業への効果的な働きかけ ・生活保護受給者についてハローワーク等関係機関・団体と福祉事務所との連携強化、就労支援員など専門職の配置の促進 ・【①新】再犯防止推進計画を策定し、施策の検証及び情報共有のために「再犯防止推進協議会」を設置</p>
		<p>(3) ボランティア活動、CSO活動の促進</p>	<p>①プラスワン運動の推進 ②CSOの活動基盤強化支援 ③協働社会の推進 ④ボランティア活動の支援 ⑤県外CSO(NPO、NGO)誘致</p>	<p>・公益財団法人佐賀未来創造基金や県内各地の中間支援組織との協働によるプラスワン活動の推進 ・地域福祉振興基金を活用したボランティア活動に関する研修の実施 ・【①新】佐賀CSOさいこう事業の推進 ・【①新】県外で活躍するCSOの誘致</p>
		<p>(4) 市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動の活性化と実践</p>	<p>①市町における地域福祉計画の見直し ②市町社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定 ③地域における福祉ネットワークの構築 ④民生委員・児童委員活動の活性化</p>	<p>・【⑤新】県社協における地域福祉推進計画の策定促進 ・地域福祉振興基金の活用などにより、社会福祉協議会が取り組む見守り、ボランティア活動、子育て支援など地域主体の事業促進 ・「民生委員・児童委員の手引き」や各種福祉関係資料の配付等による情報提供 ・民生委員・児童委員の制度や活動に関する広報の強化</p>

基本目標(その2)にかかる取組の全体像

基本理念	基本目標	取組方針	取組項目	具体的取組（一部抜粋）
<p>すべての人に「居場所と出番」のある地域共生社会を目指して 人々を大切に 住民とともに支える地域福祉</p>	<p>2 すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが</p>	<p>(1) 対象者別サービス、相談窓口の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険施設等に対する指導 ②介護サービスに関する苦情相談受付体制の充実 ③介護相談員による相談体制の充実 ④障害福祉サービスの充実 ⑤障害者の相談支援体制の充実 ⑥専門的な相談機能の充実 ⑦福祉サービスの苦情解決体制の整備 ⑧福祉サービスの評価の推進 ⑨難病患者の日常生活及び医療等に関する相談窓口の充実 ⑩難病患者が利用可能なサービスの周知 ⑪ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるための支援 ⑫要保護児童に対する支援 ⑬ニート、ひきこもり等に対する総合的な支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等に対する定期的な指導や実地指導の実施 ・事業者及び利用者などに対するさが福祉サービス評価制度の普及啓発 ・受審することのメリットを示すなど受審促進のための取組の工夫 ・佐賀県難病相談支援センターの機能の充実と難病医療コーディネーターの配置、相談窓口に関する広報啓発、スタッフのスキルアップ ・難病受給者認定の新規・更新手続きにおける障害福祉サービス等の対象となる疾病の周知 ・母子自立支援プログラム策定事業によるプログラム策定員の配置 ・子ども・若者総合相談センターにおける訪問支援（アウトリーチ）による相談、専門の相談機関へつなげるワンストップの相談サービスの実施
		<p>(2) 対象者を広げたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①誰もが地域の中で安心して暮らせる拠点づくり(再掲) ②サービスのユニバーサルデザイン化の推進 ③希少難病に関する普及啓発 ④民生委員・児童委員活動の活性化(再掲) ⑤保育の場の確保と充実 ⑥国際化に対する対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修や個別指導による質の向上や人材確保に関する支援 ・イベントづくりサポートブックの周知 ・「民生委員・児童委員の手引き」や各種福祉関係資料の配付等による情報提供 ・民生委員・児童委員の制度や活動に関する広報の強化 ・待機児童が発生しないよう市町との連携を強化し、市町の計画に沿った施設整備等の促進 ・防災や外国人相談など多文化共生分野のボランティアの育成等
		<p>(3) 成年後見、福祉サービスの利用援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービスの利用援助の普及・定着 ②成年後見制度の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協のあんしんサポートセンターにおける日常生活自立支援事業の実施 ・【⑤新】地域連携ネットワークの構築(司法・福祉・行政関係者による協議会の開催)
		<p>(4) 家族と本人のレスパイト支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①重度障害者のレスパイト入院の推進 ②重症難病患者のレスパイト入院の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・【①新】医療的ケア児者支援のための協議の場の設置 ・難病医療コーディネーターによる相談対応や入院先の確保
		<p>(5) 相談窓口ワンストップ化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①行政機関における窓口の総合化 ②障害者の相談支援体制の充実(再掲) ③難病患者日常生活及び医療に関する相談窓口の充実強化 ④地域包括支援センターの機能強化 ⑤地域における認知症高齢者支援体制の整備 ⑥虐待に対する支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・【⑤新】市町における包括的な支援体制の整備への支援 ・評価指標を用いた各地域包括支援センターの業務の実施状況の把握 ・評価結果を踏まえた地域包括支援センター職員研修等の実施 ・難病相談センター相談員のスキルアップ

基本目標(その2)にかかる取組の全体像

基本理念	基本目標	取組方針	取組項目	具体的取組（一部抜粋）
<p>すべての人に「居場所と出番」のある地域共生社会を目指して 人々を大切に住民とともに支える地域福祉</p>	<p>2 すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが</p>	<p>(6) 相談・支援機関の集積を生かした活用促進</p>	<p>①佐賀県駅北館周辺施設の活用促進 ②佐賀県在宅生活サポートセンターの活用 ③在宅生活者への自立生活支援</p>	<p>・佐賀県駅北館及び周辺施設の活用促進 ・佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進</p>
		<p>(7) 市町と県、社協の役割分担と連携</p>	<p>①県と市町の役割分担と連携 ②社会福祉協議会と行政機関との役割分担、連携</p>	<p>・【⑤新】市町における包括的な支援体制の整備への支援（再掲） ・県社協、市町社協と県、市町との役割分担と連携 ・地域共生ステーションの推進</p>
		<p>(8) 誰も置き去りにしない地域防災体制の確立</p>	<p>①避難行動要支援者の避難支援体制の整備 ②施設等における防災体制の充実 ③防災訓練の実施 ④避難所の適切な設置運営 ⑤災害ボランティア活動の支援</p>	<p>・障害者・難病団体等と連携した個人支援プランへの登録促進 ・障害者・難病団体への訓練の案内及び参加の呼びかけ ・福祉避難所の市町における指定促進及び避難所での良好な生活環境の確保のための取組支援 ・佐賀県県民災害ボランティアセンターと連携した災害時のボランティア対応</p>
		<p>(9) 生活困窮者に寄り添った自立支援</p>	<p>①包括的な支援の実施 ②早期的な支援の実施 ③個別的な支援の実施 ④継続的な支援の実施 ⑤生活困窮者との信頼関係の構築</p>	<p>・ワンストップ対応の相談窓口の設置 ・支援調整会議の開催 ・個々の状況に応じたプランの作成などを行う自立相談支援事業 ・就労準備支援事業及び就労訓練事業 ・民生委員・児童委員や自治会、学校などの地域の社会資源を活用したネットワークの構築</p>

基本目標(その3)にかかる取組の全体像

佐賀県地域福祉支援計画
素案(概要版)

基本理念	基本目標	取組方針	取組項目	具体的取組(一部抜粋)
<p>すべての人に「居場所と出番」のある地域共生社会を目指して 人々を大切に住民とともに支える地域福祉</p>	<p>3 住民とともに支える地域のネットワーク さが</p>	<p>(1) 住民、団体等に向けた情報発信</p>	<p>①住民への各種相談支援機関等に関する情報の積極的な提供 ②CSO活動情報やボランティア募集情報等の発信</p>	<p>・【⑤新】市町における包括的な支援体制の整備への支援(再掲) ・市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」及びフェイスブック等によるCSO活動情報やボランティア情報の提供</p>
		<p>(2) 専門的な医療・介護・福祉の連携</p>	<p>①自殺予防における医療・福祉の連携 ②高次脳機能障害対策における医療・福祉の連携 ③保健・医療・介護(福祉)サービスの総合的提供体制の整備 ④医療人材の育成 ⑤医療と介護の連携強化(在宅医療の推進) ⑥医療と介護の連携強化(認知症患者対策の推進) ⑦地域共生ステーションと医療との連携促進の強化 ⑧有料老人ホームと医療機関との連携</p>	<p>・【①新】民生委員・児童委員等を対象にしたゲートキーパーの養成や自殺対策に関する研修会の開催 ・在宅医療・介護連携の取組支援 ・訪問看護ステーションへの支援 ・地域共生ステーションにおける医療との連携強化 ・有料老人ホーム設置運営指導指針による医療機関との連携指導</p>
		<p>(3) 各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化</p>	<p>①障害者の相談支援体制の充実 ②難病患者の日常生活及び医療等に関する相談窓口の連携強化 ③児童虐待の早期発見、早期対応体制の強化 ④佐賀県在宅生活サポートセンターの活用(再掲) ⑤各種相談支援機関相互の連携の促進</p>	<p>・【①新】関係機関等に対する研修や支援会議等への参画、普及啓発 ・県の専門的相談窓口、市町の身近な相談窓口の周知 ・相談機関相互の意見交換、情報共有の場の設定 ・児童虐待防止市町村支援事業による児童虐待防止地域体制の整備</p>
		<p>(4) 地域におけるネットワークづくり</p>	<p>①地域福祉の連携推進 ②社協による地域のネットワークづくりの取組 ③相談支援機関、サービス提供主体の連携の促進 ④協働社会の推進 ⑤地域での見守り・発見・支援機能の強化 ⑥民間事業者との連携による要支援者の把握 ⑦県外CSO(NPO、NGO)誘致(再掲)</p>	<p>・「民生委員・児童委員の手引き」や各種福祉関係資料の配付等による情報提供 ・民生委員と福祉事務所等行政機関との連携による支援 ・【⑤新】市町における包括的な支援体制の整備への支援(再掲) ・【①新】「さが現場の声と想いをつなぐ懇談会」の開催 ・市町社会福祉協議会による取組の推進 ・民生委員等による地域の見守り・支援、小地域ネットワークの推進 ・民間事業者、市町との連携による要支援者の把握と適切な支援</p>
		<p>(5) 家族の理解を深める機会の充実</p>	<p>①認知症の正しい知識の普及啓発 ②障害者への理解の普及・啓発 ③難病患者会・家族会の活動支援 ④里親への理解の普及・支援</p>	<p>・認知症サポーターの養成 ・障害者関係団体のイベント等の情報配信など ・難病患者会・家族会の発足支援 ・里親制度の普及・理解のための啓発及び協議会の設置</p>

基本目標(その4)にかかる取組の全体像

基本理念	基本目標	取組方針	取組項目と具体的取組	具体的取組（一部抜粋）
<p>すべての人に「居場所と出番」のある地域共生社会を目指して 人々を大切に 住民とともに支える地域福祉</p>	<p>4 現場が輝きあふれるふくし人材 さが</p>	<p>(1) 福祉人材の確保、育成、資質向上</p>	<p>①福祉人材研修センターによる人材養成・確保等の取組 ②介護サービスを担う人材の養成・確保(介護職員初任者研修修了者の確保) ③介護サービスを担う人材の養成・確保(介護サービス分野の人材確保) ④介護サービスを担う人材の養成・確保(社会福祉士及び介護福祉士の確保) ⑤地域における福祉・介護人材の確保 ⑥障害福祉サービス等に関わる人材の資質向上(自立生活サービスを担う人材の育成) ⑦重症難病患者に対応できる介護等人材の確保 ⑧保育士等の研修の実施 ⑨保育人材の確保 ⑩民生委員・児童委員の確保 ⑪ボランティア活動の支援(再掲) ⑫ボランティア、CSOの参加促進 ⑬難病患者会・家族会の活動支援 ⑭CSOの活動基盤強化支援(再掲) ⑮佐賀県駅北館周辺施設を活用した人材育成 ⑯佐賀県在宅生活サポートセンターの活用(再掲) ⑰自立生活サービスを担う人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無料職業紹介や就職面接会の開催 ・各種研修会、講習会の開催などによる福祉人材の養成・確保 ・介護職のイメージアップ等による参入の促進 ・【①新】元気高齢者等多様な人材の参入の促進 ・【①新】ノーリフトによる介護の推進や介護ロボットの活用等による魅力ある職場づくりの推進 ・各種研修事業による介護従事者の資質の向上 ・介護福祉士等修学資金の貸付制度の活用による人材の育成 ・サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者などに対して専門的研修を実施 ・保育士・保育所支援センターによる、保育士確保支援 ・CSOポータル及びフェイスブックによるCSO活動情報やボランティア募集情報の提供 ・公益財団法人佐賀未来創造基金や県内各地の中間支援組織との協働によるプラスワン活動の推進 ・難病患者会・家族会の活動及び発足支援 ・佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進
		<p>(2) 福祉人材の働きやすい環境づくり</p>	<p>①介護サービスの質の確保(介護保険施設等に対する指導) ②保育所職員処遇の改善 ③障害福祉サービス事業所職員の処遇改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集団指導の実施、実地指導の実施 ・保育所実地検査の実施 ・福祉介護職員処遇改善加算による職員の賃金改善等について「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善加算も含めた制度について理解が進むよう指導する
		<p>(3) 高齢者、障害者等の福祉活動参加</p>	<p>①地域社会での活動促進 ②地域共生ステーションにおける障害者等の活動促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブが行う地域活動への支援 ・高齢者が行うボランティア活動への支援 ・地域共生ステーションにおける障害者の就労・利用者の活躍促進
		<p>(4) 成年後見人の確保、市民後見人の普及</p>	<p>①成年後見制度の利用促進(再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【①新】成年後見の担い手育成(市町社会福祉協議会への個別支援、市民後見人育成研修会の開催)

地域福祉支援計画とその他の計画との関係

	～ H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34～	
総合計画	佐賀県総合計画2011 (H23～H26)			佐賀県総合計画2015 (H27～H30)				策定中	佐賀県総合計画2019 (H31～H34)		
地域福祉	佐賀県地域福祉支援計画 (H24～H26)			佐賀県地域福祉支援計画 (H27～H30)				策定中	佐賀県地域福祉支援計画 (H31～H34)		
高齢者	第5期ゴールドプラン21 (H24～H26)			第6期ゴールドプラン21 (H27～H29)			第7期ゴールドプラン21 (H30～H32)		第8期（予定） (H33～H35)		
障害者	佐賀県新障害者プラン (H16～H25)		第3次佐賀県新障害者プラン (H26～H30)				第4次佐賀県新障害者プラン (H31～H32)		（予定） (H33～H35)		
	第3期佐賀県障害福祉計画 (H24～H26)			第4期佐賀県障害福祉計画 (H27～H29)			第5期佐賀県障害福祉計画・ 第1期佐賀県障害児福祉計画 (H30～H32)		（予定） (H33～H35)		
子ども	佐賀県次世代育成支援地域行動計画 (後期計画) (H22～H26)			佐賀県次世代育成支援地域行動計画 (第3期) (H27～H31)				（予定） (H32～H36)			

改定スケジュール

